

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1132号

固定資産税に関する届出について

家屋を建築・取り壊したときは届出をお願いします！

固定資産税は、毎年1月1日現在に所有する資産に対し課税されます。適正な課税をするため、次のような場合には届出をお願いします。

【家屋を取り壊したとき】

本山町では職員による巡回などにより滅失家屋の現状把握に努めているところですが、比較的工期が短いこともあり、把握が困難な場合もあります。

届出がない場合、取り壊した家屋について課税されてしまうこともありますので、家屋を取り壊した際は届出をお願いします。

【家屋を新築・増築したとき】

住宅・物置・車庫・店舗などの家屋を新築・増築した場合、翌年度からその家屋に対して固定資産税が課税されます。固定資産税評価額を算出するために、職員による家屋調査等を実施しておりますので、ご協力をお願いします。また、未登記家屋の場合には、新築・増築のご連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

住民生活課 税務班 電話 76-2115

本山町会計年度任用職員を募集します

【職名】事務補助職(フルタイム)

【勤務場所】住民生活課(本山606)

【採用人数】1名

【勤務内容】国民健康保険関係等事務補助

【資格等】パソコン(Word及びExcelファイル)で

一般的な文書が作成できる方

【任用期間】

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

【勤務時間】月曜から金曜の週5日

午前8時30分から午後5時15分まで

昼休憩60分有り・時間外労働有り

※時間外が生じた場合は心相談

【休日等】

土曜日、日曜日、祝日

年末年始(12月29日～翌年1月3日)

【給料額】

月額166,600円～176,100円

(期末勤勉手当有り)

【社会保険・雇用保険・災害補償保険】有り

【応募方法】

本山町会計年度任用職員応募申込書を提出してください。

※申込書は住民生活課で配布し、町のホームページにも掲載しています。

【申込締切】

令和6年7月26日(金)午後5時必着(郵送可)

【選考方法】書類選考(必要に応じて面接を実施)

【問い合わせ・申込書提出先】

〒781-3601 本山町本山606

住民生活課 電話 76-2115

県民スポーツ月間関連大会・

県民スポーツフェスティバル2024の

参加申し込みについて

高知県から、県民スポーツ月間関連大会・県民スポーツフェスティバル2024を開催するの通知がありました。

競技種目は、左記のとおりです。

- ① アクアスロン
- ② ボウリング
- ③ スカッシュバレー
- ④ テニス
- ⑤ グラウンドゴルフ
- ⑥ 柔道
- ⑦ ソフトテニス
- ⑧ ペタンク
- ⑧ パークゴルフ
- ⑩ ティスクゴルフ
- ⑪ ボッチャ
- ⑫ サイクリング
- ⑬ クレー射撃
- ⑭ ゲートボール

競技ごとに申込締切が異なり、申込締切が最も早い種目は、②ボウリングの8月24日(土)となっています。②、④、⑩、⑪、⑬は本山町教育委員会が受付窓口となっています。参加を希望する場合は、関連書類(一式)をお渡ししますので、お問い合わせください。

皆さまからの参加申し込みをお待ちしています。

【問い合わせ先】

教育委員会 社会教育班

電話 76-2084



夏本番・水の事故に注意しましょう

夏本番の季節となり、水のある場所で過剰な活動が多くなるため、水の事故発生の可能性が高くなります。水の恐ろしさ、川の怖さを十分認識し、事故が起きないように注意しましょう。

○遊泳は、必ず指定遊泳場を利用してください。
(吉野川本流は遊泳禁止です。)

○河川などの自然環境の中では、常に気象状況に注意を払い、天候の変化に十分注意しましょう。
※雨天、増水、濁水の際は、絶対に遊泳・川遊びをしない。

○飲酒後や体調が悪い時は、遊泳はやめましょう。
○夏休み中に、他所から遊びに来ている子どもは、大人と一緒に泳ぎに行きましましょう。

○遊泳は監視員のいる場所で行い、監視員がいないうときは遊泳禁止です。事故があったらすぐに監視員に知らせてください。

○事故の発生、救助のときは

- ・ 監視員へ
- ・ 近くにいる大人へ
- ・ 嶺北消防署（電話 119番）へ
- ・ 本山町教育委員会（電話76-39913）へ
- ・ 高知県警察本部（電話110番）へ

〓本山町指定遊泳場

本山町指定遊泳場を開設しますが、曜日によって開設場所が異なりますので、11注意してください。

【期間】7月25日（木）～8月30日（金）まで

※但し、土曜・日曜は休み

【時間】午後1時から午後4時まで

※天候の状況や監視員の体制等によって、「休み」になる場合があります。

【開設場所】

- ① 本山小学校プール（三区）（月曜～水曜）
- ② 本山第二町民プール（五区）（木曜～金曜）

※本山町指定遊泳場には、監視員を配置しています。

【問い合わせ先】

教育委員会内 本山町水難事故防止対策協議会
電話 76-39913

フリーランス・事業者間

取引適正化等法が施行されます

近年、配達など多様な職種で、フリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和5年5月12日に公布されました。この法律は、令和6年11月の施行を予定しています。詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

【厚労省中】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

カレンダー

8月

1	木	17	土	
2	金	18	日	嶺北消防団連合会夏季合同演習 第38回板送り大会
3	土	19	月	地域医療健診
4	日	20	火	
5	月	21	水	区長便
6	火	22	木	
7	水	23	金	
8	木	24	土	
9	金	25	日	
10	土	26	月	地域医療健診
11	日	27	火	
12	月	28	水	
13	火	29	木	胃・大腸がん検診
14	水	30	金	吉野公民館開館日
15	木	31	土	
16	金			

※検診、健康相談等の問い合わせは、健康福祉課（Tel70-1060）まで。

※納税に関する問い合わせは、住民生活課 税務班（Tel76-2115）まで。

※夜間、土・日・祝日の問い合わせは、守衛室（Tel76-2113）まで。